

J. A. ホブスンの分配論

尾 崎 邦 博

- I. はじめに
- II. レント法則の解明
- III. 費用と余剰
- IV. 課税による不労所得の吸収
- V. 小 括

I. はじめに

わが国では『帝国主義論』(1902)の著者として知られているジョン・アトキンソン・ホブスン (John Atkinson Hobson, 1858-1940) が、帝国主義論の他にも多岐にわたる分野で膨大な数の著作を残していることは、十分に知られているとはいえない。帝国主義政策の仮借ない批判者としての側面を包含する彼の思想的営為は、思想史的にはイギリス新自由主義 (the New Liberalism) の潮流に属するとされている¹⁾。世紀転換期のイギリスで 19 世紀の産業資本主義の発展が惹起した貧困や失業といった社会問題の理論的解明と実践的解決をめざした彼等新自由主義の思想家は、旧来の自由放任的な自由党の政策体系の方向転換の必要性を力説し、20 世紀のイギリス福祉国家の礎石を据えることになった自由党政権の一連の立法に具現化する、社会改革の構想を鍛え上げていった。

ホブスン等イギリス新自由主義の思想家が対峙を迫られた最も重大な社会

問題は、何よりもまず 1870 年代の大不況以降顕在化していった貧困・失業問題であった。そしてそうした問題の根底にあると考えられた不平等な富の分配の問題に、ホブスは、その著作活動の出発点から重大な関心を寄せていった。彼の比較的知られている著作としては、最初の著書である A. F. ママリー (A. F. Mummery) との共著『産業の生理学』(1889) と、余りにも有名な代表作『帝国主義論』(1902) であるが、富の分配の問題は双方の著作の核心的な議論と深く関わっている。

ホブスは、よく知られているように、『産業の生理学』において過少消費理論を体系的に提唱するのであるが、そうした消費不足を生ぜしめる原因についての探究のなかで既に、「制限的必要要素 (limiting requisite) の法則」²⁾ について触れている。彼によれば、賃銀、利潤、地代はそれぞれ労働、資本、自然力 (natural agent) といった「生産の必要要素」の使用についての支払いである。ある生産物の需要が増大している時、三つの必要要素のうち増加が最も困難なものが「制限的必要要素」となって、所得が賃銀、利潤、地代に分割される比率を規制することになる、とされている。

さらに、ホブスの代表作『帝国主義論』においても、分配の問題は帝国主義政策発動を招来する根本的条件として重要な役割を演じていた。有利な市場と投資先を海外に求める帝国主義政策の原因を彼が過剰貯蓄および消費不足 (under-consumption) に求めたことはよく知られているが、それらの根本原因は、彼によれば不平等な分配に求められねばならないとされている。彼が『帝国主義論』のなかで力説したことは、「所有者階級」が占有している「余剰所得」をその階級から奪い、帝国主義の「経済的主根」を切断し得るような社会改革の必要性であった³⁾。

この『帝国主義論』以降、ホブスは余剰を、社会改革のための財源として位置づけ、それを課税によって徴収し社会的に活用する理想的な制度の青写真を構想していくことになる。そしてそうした構想が固まりつつあったのが、『産業機構論』(1909) や『富の科学』(1911) といったホブスン流の経済

原論が世に問われ、1906年に成立する最後の自由党政権によって社会改革立法が打ち出されつつあった1910年前後なのである⁴⁾。

こうした『産業の生理学』の時期、『帝国主義論』の時期そして自由党政権の時期という三つの時期の間にあっても、ホブスンが分配をめぐる議論の内容を着実に発展させていたことは、十分に知られているとはいえない。また、若干の研究において彼のこうした経済理論の構造が考察されているとはいえ、この時期を通しての彼の分配をめぐる理論と実践との連関を包括的に論じた研究もたいへん少ないのである⁵⁾。したがって、本稿においては、こうした1890年代前半から1910年頃にいたる彼の分配論の展開過程を跡づけて、彼の分配理論とイギリス新自由主義的な社会改革構想との連関性を探り出すことをめざしたい。

II. レント法則の解明

前述のように、ホブスンは『産業の生理学』のなかで「制限的 necessary 要素の法則」の作用に着目していたとはいえ、その時点ではそうした生産要素の所有者への分配様式を十分に解明していたとはいえなかった。『産業の生理学』刊行後、1890年代前半、彼の理論的関心はレント (rent) 学説に向けられていくことになる。この時期、ホブスンはレント学説に関する論文を四本執筆している⁶⁾。その後彼は、この四本を含む理論的な論文と、1897年のロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンスでの学生向け講義の内容を素材として、1900年に、それまでの分配理論の集大成としての『分配の経済学』を刊行している。ここでは、それらの論文と著書を貫通している核心的な議論である、彼のレント学説の基本的な枠組みを概観し、その理論的な帰結を明らかにしていきたい。

このレント学説は、いうまでもなく、もともとはリカードゥに始まる地代

学説であって、それまでの経済学説においては土地にのみ当てはまる法則であると考えられてきた。しかし、ホブソンのレントに関する著作において一貫している彼の主張の眼目は、レント法則が、土地の地代について当てはまるだけでなく、資本の利子や労働の賃銀にも当てはまるということである。

まず土地の地代についてみていくことにする。地代が全く支払われない「耕作の限界 (margin of cultivation)」で栽培された生産物は、地代が取得される土地で栽培された生産物と同じ価格で売れる。この見方をホブソンは、資本と労働にも当てはめようとする。その場合、「耕作の限界」は「使用 (employment) の限界」(Hobson (1891a), p.265. これ以降ホブソンの著作からの引用はHobsonを省略する) と言い換えられることになる。土地の場合と資本および労働の場合との違いは、この限界にある土地は、地代を全く生まない一方で、限界にある資本および労働は、最低限の利子および生存賃銀 (subsistence wage) が支払われねばならない、ということである。土地は自然界に持続的に存在している一方で、資本と労働が土地と協働させられるようになるには、それらの持続的な存在を可能ならしめるような最低限の支払いがそれらにたいして為されねばならないからである。

こうしてホブソンは、使用の限界にある土地、資本、労働には各々、ゼロ地代 (zero rent), 3% の利子, 15 シリングの賃銀が支払われる、と仮定する。様々な土地、資本、労働は、この使用の限界にある土地、資本、労働にたいして有する優位性の大きさに従って等級づけられることになる。例えば、土地の使用の需要が増大した場合、以前は限界以下にあった土地が経済的な使用へと呼び込まれて、限界が引き下げられる。その結果、それまで地代を生まなかった土地はプラスの地代を生むことになる。

資本と労働の使用の需要の増大も、双方の使用の限界を引き下げる。その結果、それまでは使用されてこなかった、潜在的資本あるいは外国資本と、質の劣った労働者や失業者あるいは外国人労働者が使用されるようになる。以前は利子が3%であった限界にある資本には、「資本のレント」(1891a,

p.266) が、そして以前は 15 シリングしか稼いでいなかった限界にある労働には、「能力 (ability) のレント」(1891a, p.266) が、付け加えられることになる。こうした土地、資本、労働の「レント」は、「最も少ない優位性で使用されており、レントを支払わない」(1891a, p.268) 土地、資本、労働の生産物を超えた超過分 (excess) であると定義づけられている。

次にホブスンは、こうしたレントは商品価格の構成要素とはならない、という見解に反駁しようとする。従来の地代学説においては、土地の地代は農産物の価格の構成要素とはならない、という見方が定説であったことはよく知られている。単純なレント学説においては、レントは、土地の場合は地代がゼロであり、資本の場合には例えば 3% であり、労働の場合には例えば 15 シリングである「使用の限界」から測定される、と想定されている。

しかし、彼によれば、この単純なレント法則は、「土地、資本そして労働の最も粗野で、最もありふれており、最も特殊化されていない形態を使用するそれらの産業にのみ」(1891a, p.275) 当てはまるとされる。使用の限界は、「質のより劣った土地、資本そして労働を入れるあるいは除外するように上下に動く」(1891a, p.275) のであるし、「必要条件 (requirements) の特殊化が、競争を制限するように入り込むのに比例して」(1891a, p.275) その限界での支払いも、ゼロ、3%、15 シリングとは異なるものとなる、とされる。

土地についてみれば、「耕作の限界」は、常に地代を生まない土地だけから構成されているわけではない。全ての土地がある単一の農産物の栽培にのみ利用されており、その供給のために必要とされるよりも多くの土地がある場合にのみ、限界にある土地は地代を支払わないということは真実たり得る。しかし実際に使用されている土地には、小麦栽培の他にも多くのそれに代わり得る使用方法がある。「最悪の牧草地は何らレントを支払わないかもしれないが、最悪の小麦栽培地 (wheat land) は、最悪の牧草地よりも放牧により適しているかもしれないのであり、その場合、それは、放牧の目的のためのその差額地代よりも僅かに多く支払うことによって、小麦を栽培するために獲得

され得る。最悪の小麦栽培地についてのこの地代は、プラスの地代であろうし、小麦の価格に入り込むであろう。」(1900, p.120)

こうした議論は、労働の賃銀や資本の利子にも同様に当てはまるとホブスン⁷⁾は考える。例えば労働においても土地の用途と同様に、「普通の不熟練肉体労働から最も熟練した専門的な知的労働にいたるまで」(1891b, p.16) 細かい等級づけが可能であって、彫刻師は石工よりも多くのレントを手にするし、外科医や法廷弁護士はさらにそれ以上のレントを手にするようになる。「労働の幾つかの等級は、特殊なレントを引き出している。そしてこれらのレントの各々は、土地の場合のように、価格において現われる生産出費 (expenses of production) のなかに入り込む。」(1891b, p.16) 土地、資本、労働の各々においてこのようにして取得され、価格の構成要素となるレントを、ホブスンは「特殊レント (specific rent)」(1891b, p.17) と名づける。

それでは、こうした特殊レントは如何なる力の作用によって生ぜしめられるのであろうか。小麦栽培地 (wheat land) を例にとれば、そうした栽培地の特殊レントは、「小麦を需要することにおける社会的作用によって小麦栽培地の所有者に与えられる、独占力の尺度」(1895, p.39) である。小麦の社会的需要が増加すれば、小麦栽培地の特殊レントは上昇し、その社会的需要が減少すれば、それは下落する。この場合、特殊レントの実際の大きさは、土地使用権の売り手である地主と、買い手である借地人との間の売買交渉 (bargaining) の過程で決定される。

このことは、あらゆる商品価格の決定過程と本質的に何ら異なることはない。ホブスンは、レント法則についての論文を執筆した後になって、商品の市場価格の決定過程の解明に本格的に取り組んだ⁷⁾。彼によれば、ある商品の市場において売り手と買い手が対峙している場合、双方の競争は価格のある一点に固定するのではなくて、ある価格の範囲を画定するにすぎない。価格点 (price-point) は、その範囲内で「唯一人の買い手ないし売り手のより優越した交渉力 (bargaining power)」(1900, p.19) によって固定される。この価

格の範囲の上限と下限との間に、1ポンドの差があるとすれば、これは「買い手ないし売り手の間で最も強力な者の力 (force) あるいは技量 (skill) に従って」(1900, p.20) 分配されることになる。そのようにして取得される部分をホブスンは「強制利得 (forced gain)」(1900, p.20) と名づける。あらゆる商品の売り手と買い手との間の売買交渉は、価格点を固定して、「自身の個々の価値評価と上限ないし下限の間の相違を表わしている差額利得 (differential gain)」(1900, p.20) を平等に分配するわけではないのであって、究極的な決定要因は、「唯一人の買い手が唯一人の売り手と売買交渉を行なっている時、価格を決定するとみられている詐欺 (fraud) もしくは力」(1900, p.22) なのである。

商品の売買交渉過程におけるこうした力の作用は、土地等の生産要因の売買過程においても同様に存在する。ホブスンは次のように述べている。「土地力 (land-power), 資本金力, 労働力の一単位の販売のための価格点は、これらの生産要因の買い手と売り手との競争によって到達される限界内の交渉当事者 (bargainers) の最後の組のより強い方によって、決定される。」(1900, p.214)

土地、資本、労働といった生産要因の所有者に、売買過程における優越した交渉力を与える条件は、各々の需要に応じて供給を行なうことの困難さである。土地、労働、資本の各々の性質が、「特殊な用途 (use) のために利用可能である量を制限する」(1891b, p.22) ことになっている場合、「独占的供給の条件」(1891b, p.21) が確立されている生産要因の所有者は、その力の強さに応じて特殊レントを取得できることになる。「限られた供給がその所有者に購買志望者 (would-be purchaser) を取り扱うことにおける独占力 (monopoly power) を与える」(1891b, p.19) という理由で、独占によるレントであるという意味において、この特殊レントは、「独占レント (monopoly rent)」と言い換えることもできる。

このように、レント法則の検討の作業から出発したホブスンは、生産要因

の売買過程で競争を制限する独占力が作用することで、実際の分配が決定づけられていることを認識するにいたる。次の課題は、こうした特定の生産要因の所有者が有する優位性が生ぜしめる要素の性質と機能の解明である。

III. 費用と余剰

ホブスンに従えば、分配とは、労働者、資本家、地主そして企業家 (entrepreneur) といった生産要因の所有者にたいして、彼等が与える生産的用役 (productive services) と引き換えに貨幣が支払われることである。競争的である産業においては、生産物は、種々の部類の生産者の間でそれらが与える用役の各々の重要性に従って分配されるのであって、そうした部分は、通常はこれらの用役を確保するのに必要とされる最低限の支払いである、という想定が、従来の正統的な経済理論の根底を形づくっていた。ただし土地の地代だけは例外であり、地代は土地の使用を呼び起こすのに必要な支払いではない「余剰」部分と見做されていた。

しかし、レント法則を論じた前節でみたように、商品の価格が決定され分配が成し遂げられる過程においては、「種々の生産要因の所有者における交渉力の完璧な平等」としての種々の障害ならびに、その結果としての経済力の様々な形態および圧力の確立」(1900, p.360) によって、「特殊レント」あるいは「独占レント」と呼ばれる要素が発生し得ることが明らかになっている。こうした要素は、「生産の努力」によって稼がれるものではなくて、「より強い取引当事者 (bargainer) によって獲得されている」(1900, p.309) 要素である。そうである以上、余剰の性格を帯びる要素は土地においてだけでなく、資本や労働においても発生することは明白なのである。

まずは、分配される生産物のうち余剰とは見做されない部分についてみておくことにする。そうした部分は、「現存する生産諸力 (powers of production)

の使用を呼び起こし維持するために必要な支払い」（1910, p.vi）であり、「費用（cost）」と呼ばれるべき部分である。あるいは「維持費（costs of maintenance）」と言い換えてもよい。この維持費を超える生産物の部分は、余剰として各々の生産要因の所有者の間で分配されることになるのであるが、その場合、この余剰はそれらの所有者がそれぞれ行使し得る経済的な「引力（pull）」の強さに従って取得されることになる。

しかしホブスンによれば、この余剰は、全てが浪費的で不生産的な性質を刻印されるわけではない。端的に言えば、余剰の経済的な性質や機能は、その使われ方如何によって決まるのである。

まず、余剰の使われ方は、「産業機構（industrial system）」が静止的であるか進歩的であるかによって異なるとされている。静止的な機構においては、現存する機構の規模の維持がなされる。また進歩的な機構においては、単なる維持に加えて、その機構の拡大ないし改良が実現されねばならない。静止的な機構においては、生産要因の所有者の貨幣所得を形づくる全ての支払いは、種々の財貨や用役を購入することに費やされるのであって、これらの財貨や用役は、購入されると産業機構から引き上げられる。進歩的な機構においては、生産要因の所有者の所得の一部は、消費のための財貨ではなくて、新しい生産設備やその他の生産財を購入することに用いられる。

産業機構の規模と効率が増大させられるためには、資本の規模と効率の増大のためだけでなく、それに対応した労働と能力の規模と効率の増大のためにも支給がなされねばならない。そうであるなら、拡大と発展を志向する産業機構においては、所得は、各々の生産要因の維持の費用、その成長（growth）の費用、そして不生産的消費の三つの用途に用いられることになるはずなのである。

まずは各々の生産要因の維持費からみていくことにする。労働についてみれば、その維持費は、「効率性の既存の水準に労働供給を維持するための」（1911, p.66）、種々の等級の労働者にたいする生活必需品の供給を意味してい

るのであるが、これは通常、「生存賃銀」として知られているものである。また、「熟練技能 (skill) ないしは知性のより高度な要素が仕事に含まれている」「経営的もしくは専門職的な能力」は、「身体的生活 (physical life) の単なる維持」(1911, p.67) をはるかに超える支出を必要とするかもしれない。

資本と土地についてみれば、労働とは若干事情が異なっている。ホブスンに従えば、労働の維持費は賃銀のなかの大きな部分を占めているのにたいして、資本と土地の維持費は、それぞれ利子と地代のなかに含まれているわけではないからである。資本の場合は、いわゆる減価償却基金によって維持されるのであって、利子はこの減価償却がなされた後の、資本の所有者にたいする支払いである。土地の場合も、土地から取り出される生産力の「補充 (replacement)」のための支払いは地代ではないのであって、地代は利子のように、「生産要因の維持のための支給を超える支払い」(1911, p.68) なのである。

したがって、産業機構の維持費は、様々な種類の労働および能力のための生存賃銀および俸給 (salary) と、様々な種類の資本と土地の維持 (upkeep) のための「損耗基金 (wear and tear fund)」から構成されることになる。これらのものにたいする支給が十分になされるのでなければ、その機構は衰弱せざるを得ない。産業生産物の全体が、これらの維持費に吸収されてしまうのであれば、産業進歩はあり得ないが、維持費が全て支払われた後に何らかの余剰が残っていれば、その全体ないし一部は、産業機構の規模の拡大ないしは質の改善のために用いられ得る。そうした使用法は、拡大された産業構造における効果的な協働のために必要である、様々な種類および量の追加的な労働、土地、資本そして能力を、産業的な用途へと投入するために必要とされる最低限の支払いから成っている。

そしてそのように成長の費用として使用される時、余剰は生産的に使用されると言い得る。すなわちこうした余剰は「生産的余剰」である。

しかし、ホブスンによれば、産業機構の維持費は、必要性に迫られてほと

んど自動的に支払われるけれども、成長の費用が適切に支払われるという保証は何らないとされている。維持費が支払われた後も残っている余剰部分は、逆に、全ての要因の釣合いのとれた成長を阻害して、産業の進歩を妨げるような働きをさせられるかもしれない。その意味で、余剰は浪費される、あるいは不生産的に用いられる可能性がある。

ホブスンによれば、ある生産要因の所有者が、その要因の使用と引き換えに、その十分な使用を呼び起こすのに必要とされるものを超過して受け取る時は何時でも、その人は不生産的余剰を受け取っていると見做されてよい、とされている。そうした余剰は、有用な努力を刺戟しないし、如何なる生産力も呼び起こすことはないからである。そしてこうした余剰は、土地の地代や資本の利子についてだけでなく、労働の賃銀についても発生し得る。詳しくみていけば、不生産的余剰は、実際には「土地およびその他の天然資源の経済的地代」、新しい資本の供給を呼び起こすのに必要な率を超過する利子、「平等な競争条件の下で、これらの要因の十分な使用を呼び起こすのに十分であるであろうものを超過する、全ての利潤、俸給、そして能力ないし労働のためのその他の支払い」（1911, p.86）等から構成されている。

この不生産的余剰は、産業上の浪費の源泉であるだけでなく、経済的な弊害の源泉でもある。この余剰は、他の要因の所有者の手に渡っていたなら生産的に用いられたかもしれない、所得の一部分を侵食する。さらにそうした余剰はいわゆる不労所得（unearned income）にはかならないのであって、「個人的な生産的エネルギーの如何なる産出も伴わずに自分の欲望を充たすこと」（1911, p.80）をその受取人に可能ならしめるが故に、産業の成長を阻害して、「怠惰さと非効率さ」の奨励として作用することになる。その余剰は過剰に貯蓄されて、「産業機構における生産量と消費量との間の適正な釣合いをひっくり返す」（1910, p.80）ことになるかもしれない。

ホブスンには、こうした不生産的余剰の存在は、本来は競争的であるはずの産業機構において自由競争が円滑に機能していないという欠陥の所産で

あつて、「結合 (combination) と独占の力を表わしている」(1910, p.viii) ように思われた。それでは、こうした産業機構の機能不全の産物たる不生産余剰は如何に社会的に取り扱われるべきであるのか。この問題を次節でみていくことにする。

IV. 課税による不労所得の吸収

無駄に浪費されて経済的病弊の発生源となるかもしれない不生産的余剰の、社会的に有用な処理法としてホブスンが提案した実践的方策は、この余剰を、課税を介して吸収することであつた。

しかし、課税は個人の財産にたいする国家による侵害であるとする、課税一般にたいする生理的な反感が根強いことをホブスンは十分に承知していた。それまで支配的であつた租税観によれば、全ての財産は個人の努力に起因しており、財産の使用権も個人に属しているとされる。国家は、諸個人の保護のために諸個人によって組織化されたものであり、自身の業務を遂行するための収入を必要としているが、国家が諸個人の財産や所得を侵害して、課税によって必要なものを取得する権限が認められるのは、そうした限られた役割を遂行する目的のためだけである、とされていた。こうした伝統的な租税観、「負担もしくは犠牲を伴うものとしての租税の概念」(1906, p.22) を乗り越えて、不労所得の課税による吸収を経済学的な見地からみても正当化し得るような新しい課税政策の原理をホブスンは如何に構想していったのか。

まず、課税についての伝統的な捉え方には、「負担する能力」に基づくべきであるとする立場と、受け取られる利益に応じた支払いによるべきであるとする立場がある。後者の問題点は、租税の賦課を正当化することになる特定の恩恵が、この租税によって徴収された特定の金銭の公的使用から発して

いるかどうかを確かめるのが困難であることである。国家の役割が、もっぱら軍隊や警察による国民の財産の保護に限られていた時代には、その保護の価格は租税によって支払われる、とされていた。しかし、国家の機能が多様化複雑化してきている時代にあつては、「課税原則としての特殊な恩恵の測定」(1908, p.2) はもはや困難であるために、「賃貸料, 所得, 財産あるいは財力のその他の尺度」(1908, p.2) によって示される「負担する能力」が公正な課税原則として採られてきている。

課税対象としてとりわけホブソンが着目しているのは、土地の地代である。「土地の差額地代ならびに、特定の使用法のための量の限られた土地に付着する稀少性地代 (scarcity rent) は、租税を負担する特殊な能力を有する所得である」(1908, p.2) ということが認められている。そうした見方の根拠は、地代は、それを受け取る地主の努力や技量によって稼がれたものではないが故に、地代に課される税は、自分の土地を生産要因として用いようとする地主の意欲を減ずることなく負担され得る、というものである。

こうした地代の価値は、地主の努力によって得られているのではないとすれば、いったい何処に由来しているのか。ホブソンによれば、そうした価値の増加分は、社会によって創造されるとされている⁸⁾。まず、国家や自治体等の公共機構は、社会秩序を維持し、道路等の交通手段を建設し、土地に用途を与える、といったような、産業活動を保護し促進するための業務に労力を支出することで、土地の価値の創出に寄与している。また社会を構成している一般の人びとは、自身の仕事や欲求を介して、土地の価値を上昇させる条件を作り出す。例えば、人口の増大は、「必要ならびにそれらを充たすための産業技術のその発展とともに」(1908, p.3)、土地の需要の圧力を増大させることになる。このように土地の地代は社会によって創造されたものである以上、社会的所得として、「社会的利害の代表者」(1906, p.25) である国家が取得することは正当である、と考えられるのである。

ホブソンによれば、そもそも土地を所有している個人が地代の取得を是認

される根拠は、土地の使用と改良にその個人のエネルギーが投下されたということであって、その限りにおいて国家は彼の権利を侵害することは認められない。しかし、土地の価値の増加は、そうした個人のエネルギーに起因しているのではなくて、社会の様々な働きによって創造されるわけであるから、価値の増加分が課税によって吸収されるとしても、個人の勤労への誘因が妨げられることはない。したがって、土地の価値の増加分を課税によって吸収することが、産業機構の効率的な作動を妨害することはないとされるのである。

所得のうち勤労によって得られたわけではない部分、価値の増加自体が社会の作用によって可能となった部分を、社会生活の発展と充実のための財源とすべく課税によって吸収する、という原則は、勿論、土地だけに当てはまるものではない。例えば政府による特権付与や保護政策による独占から生じてくる特別な利潤は、そうした課税の対象になり得るとされる。

一例として、この時期に自由党対保守党の政治論争の主題となっていた、酒類販売免許 (liquor licences) の問題があげられる。酒類の販売権が法律によって制限されている場合、その販売業者は、そうした制限が無い場合に確保し得たよりも高い利潤率を稼ぐことができるからである。この業界の余剰利潤は、明らかに公的政策の恩恵を被っているという点で、そうした課税の格好の対象たり得るのであって、課税されることになっても、酒類販売商の権利は侵害されることはないし、この業界への資本や「実業能力 (business ability)」の流入が妨げられることもない。「公式的な公的行為が、財産の価値あるいは企業の所得が増進させられるところの道具である時、この公的に創出された増加分を課税によって取得する、国家の権利は、真面目に論駁されることはない。」(1906, p.24)

さらにこうした課税原則の適用範囲は拡がる、とホブスンは力説する。彼によれば、従来、たとえ免許、認可、特許法等の制限的な規制のかたちをとった公的な援助によって個人の財産が作り出され価値が与えられたとして

も、諸個人の経済活動において競争の自由が存在していれば、公的な保護や援助に起因する余剰利得はその取得者から取り除かれて、消費者公衆の間に分配される、と考えられていた。しかし、前節までにみてきたように、実際にはもはやそうした自由な競争は存在していないと彼は考えるのであって、「慣習、業界協定 (trade agreements)、製造、輸送あるいは市場での売買の方法における優位性」(1906, p.25) は、社会的所得を表わしているはずの価値を、恵まれた業種あるいは職業の構成員に保持させることを可能ならしめているとされる。したがって、こうした場合には「社会に属しており、課税によって取得され得ると正しく見做される所得」(1906, p.25) が存在しているのである。

こうしてホブソンは、価値の増加分の起源の社会的性格を力説し、そうした余剰部分を社会的に吸収するための課税原理を、不生産的余剰がもたらす経済的病弊の根本的な治療法として提案する。こうして国家によって取得された社会的所得は、社会的に有益な種々の公的業務の財源として使用されることになるはずなのである。

V. 小 括

前節で述べたような、不生産的余剰を社会的に吸収し利用するための課税政策は、ちょうど1906年の総選挙に勝利して成立した最後の自由党政権による社会改革が構想された時期に明確な形をとった。現代国家が行なう公的業務の多様化が、財政支出の拡大を不可避的ならしめる、という趨勢に気づいていたホブソンは、改革政策の財源確保のためにより多くの歳入を確保する必要性を痛感していた。自由党が、保護関税による収入を軍備と侵略に用いることが分かりきっている保守党にイギリスの政治的運命を委ねるつもりがないのであれば、自由党にとって必要なことは「社会改革の大きな政

策のための十分な歳入を見出すこと」であり、「政府の増大する必要を充たすために増大する歳入を自動的に供給する課税制度を案出し適用すること」(1906, p.21) である、と彼は断言している。

この最後の自由党政権は、対立する保守党とその背後にひかえる「所有者階級 (possessing classes)」から、「社会主義」であり財産の「掠奪 (plunder)」であると罵られるほどに、当時としては急進的な政策を提唱した。そしてそうした急進的改革案には、「不労増加分と不労所得」を発見しそれらに課税することをめざす、「所得税および不動産税 (estate duties)」(1909, p.798) の拡大と累進化の計画が含まれていた。ホブソンは、この課税制度改革案を含む予算案を検討し、それをこれまで述べてきたような分配原理によって基礎づけようとする論文を1909年に執筆している。

そうした事情を考慮に入れれば、これまで見てきたような、レント法則の検討から始まったホブソンの分配をめぐる議論は、急進的な社会改革構想を理論的に基礎づけるといった実践的な問題意識に裏打ちされていた、ということができよう。そして1906年以降の自由党政権の時期になって、不労所得を吸収するための課税政策の構想が実現し得る条件が漸く到来したように、彼には思われたのである。

〔註〕

- 1) イギリス新自由主義に関する代表的な思想史的研究としては、次のものを参照。Freeden, M., *The New Liberalism*, Cralendon Press, 1978.
- 2) Hobson & Mummery (1889) の第六章を参照。
- 3) Hobson (1902) の第一部第六章を参照。
- 4) この時期の自由党の社会改革構想については、さしあたり次のものを参照。Emy, H. V., *Liberals, Radicals and Social Politics, 1892-1914*, 1973; Gilbert, B. B., *The Evolution of National Insurance in Great Britain*, Michael Joseph Ltd., 1966.
- 5) ホブソンの経済思想の理論的研究としては次のものがある。Schneider, M., *J. A. Hobson*, Macmillan, 1996. 特に第三章で分配理論を扱っている。
- 6) 次の四本をさしている。Hobson (1891a), (1891b), (1894), (1895)。

- 7) Hobson (1899) を参照。なおこの論文は Hobson (1900) の一部となっている。
- 8) 社会による価値の創造については次の研究において論じられている。Allett, J., *New Liberalism: The Political Economy of J. A. Hobson*, Toronto University Press, 1981. 特に第三章を参照。

〔参考文献〕

- Hobson, J. A. & A. F. Mummery (1889), *The Physiology of Industry*, Murray, xvii, 215 p.
- Hobson, J. A. (1891a), 'The Law of Three Rents', *Quarterly Journal of Economics*, vol. 5, pp. 263–288.
- _____ (1891b), 'The Elements of Monopoly in Prices', *Quarterly Journal of Economics*, vol. 6, pp. 1–24.
- _____ (1894), 'Does Rent Enter into Price?', *Free Review*, March, pp. 497–508.
- _____ (1895), 'Monopoly Rents of Capital', *National Liberal Club Political and Economic Circle Transactions*, vol. 2, pp. 38–53.
- _____ (1899), 'The Economics of Bargaining', *Economic Review*, vol. 9, pp. 20–41.
- _____ (1900), *The Economics of Distribution*, Macmillan, ix, 361 p.
- _____ (1902), *Imperialism: A Study*, Nisbet, x, 295 p.
- _____ (1906), 'The Taxation of Monopolies', *Independent Review*, April, pp. 20–33.
- _____ (1908), *The Taxation of Unearned Income*, National Liberal Club, 20 p.
- _____ (1909), 'The Significance of the Budget', *English Review*, vol. 2, pp. 794–805.
- _____ (1910), *The Industrial System*, new. ed., Longman, xx, 338 p.
- _____ (1911), *The Science of Wealth*, Williams & Norgate, vii. 256 p.